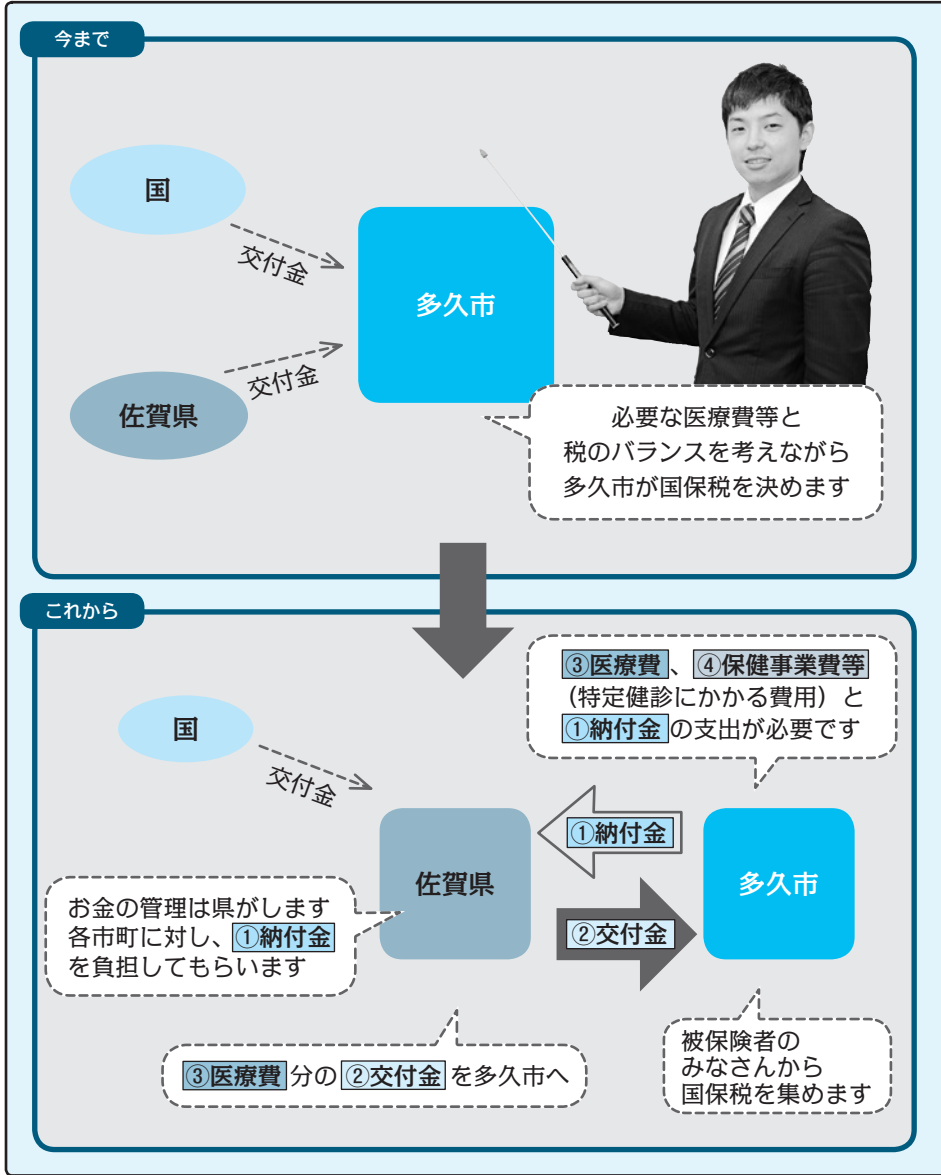


# あたらしい国保のはなし

## 第1回国保税の決め方の巻

これまで市町単位で運営してきた国民健康保険（以下、国保）が、平成30年4月から佐賀県全体で運営するしくみに変わります。今回は変更となる国保税額の決め方を、わかりやすく説明します。

国保のしくみは、左図のように新しく変わります。



**Q.** 多久市の医療費が高かったら「①納付金」を追加で払ったりしなきゃいけないの？

**A.** いいえ、あらかじめ決められた「①納付金」をおさめれば、その年度は追加の支払いはありません。



**Q.** 「①納付金」ってなんですか？

**A.** 県全体で国保運営をするために、各市町に負担を求めたものです。市町ごとに金額は違います。



**Q.** それじゃあ今回のしくみの変更はいいことばかりだね！

**A.** そうとばかりは言えません。「①納付金」の額は医療費水準に応じて高くなるしくみになっていきます。慢性的に「③医療費」の額が大きい市町は、毎年「①納付金」が高くなってしまいます!!

**Q.** 「③医療費分の②交付金」を多久市へ」とあるけど、多久市が支払う医療費を県が全額負担してくれるってことなの？

**A.** そういうことです。県全体で運営（負担）できるメリットですね。